



研修資料

平成31年度 区自治協議会新任委員研修

市民生活部 市民協働課

1

区自治協議会とは




■ 目的

市民と市とが協働して地域のまちづくり
その他の地域の課題に取り組み、
住民自治の推進を図ること

(新潟市区自治協議会条例 第1条より)

2

区自治協議会とは(設置の背景) 花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟 

■ **設置の背景 ① 広域合併**


平成13年 1月 黒埼町と合併

平成17年 3月 12市町村との大合併
新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・岩室村・西川町・味方村・湯東村・月潟村・中之口村

平成17年10月 巻町と合併

↓


人口:50万人→81万人
面積:200km²→726km²
職員:5,200人→7,800人



- ・ 住民意見の市政・区政への反映
- ・ 8つの行政区を主体としたまちづくり

自治協に求める役割
**区を単位とした
審議機関**

3

区自治協議会とは(設置の背景) 花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟 

■ **設置の背景 ② 「分権型政令市」の推進**

「分権型政令市」

- ▶ 区をメインステージとして、市民と協働でまちづくりを進めるというまちづくりの考え方
- ▶ 地域団体への手厚い支援や、区役所の権限の強化などを行っている

地域
 コミ協
 NPO法人
 市民活動団体
 など

市(区)
 大きな
 区役所
 区長

協働

自治協


協働の要

- ・ 住民自治の拡充(地域コミュニティの発展)
- ・ 大きな区役所(区役所の権限強化)

自治協に求める役割
**住民と区をつなぐ
「協働の要」**

4

区自治協議会とは(設置の背景)

花開く活力、
 広がる笑顔、
 政令市新潟 

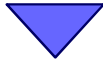
■ 設置の背景

① 広域合併

自治協に求める役割
区を単位とした 審議機関

② 分権型政令市


自治協に求める役割
住民と区をつなぐ 「協働の要」



政令市移行(平成19年)と同時に、
各区に一つずつ区自治協議会を設置

5

区自治協議会の概要

花開く活力、
 広がる笑顔、
 政令市新潟 

■ 区自治協議会とは


市民と行政との協働による住民自治の推進を図るため、平成19年から各区に一つずつ設置されている市長の附属機関。

■ 法的位置付け

- ・ 新潟市区自治協議会条例 (平成18年新潟市条例第74号)
- ・ 新潟市自治基本条例 (平成20年新潟市条例第1号)

6

区自治協議会の概要

花開く活力、
 広がる笑顔、
 政令市新潟
 

■ 委員構成

原則30人以内（但し人口規模に応じた上乗せあり）


① コミ協等 選出委員	② 公共的団体等 選出委員	③ 区長が必要 と認めた者
区内のコミ協・コミ協連 合組織からの選出者	区内の公共的団体等 からの選出者	①・②のほか、区長が 特に必要と認めた者
(例) コミ協会長等	(例) 商工会からの選出者 区社協からの選出者	(例) 大学教授等有識者 公募による者

■ 任期・報酬

- ・ 任期は2年(再任可)
- ・ 報酬は、日額3,000円

7

区自治協議会の概要

花開く活力、
 広がる笑顔、
 政令市新潟
 

■ 役割

「審議会」の役割

- ・ 諮問／答申
- ・ 必須意見聴取
- ・ 意見具申(建議)

「協働の要」の役割

(区民等と市との協働の要) ・ 区民等の主体的な参加 ・ 多様な意見の調整、取りまとめ ・ 区役所との連携 住民に基盤を置く機関として、 関係者の意見調整を行うもの	(地域振興活動のコーディネート) ・ 行政と区民等が協働で実施する、 コミュニティ育成や地域イベント などのコーディネート 協働活動を調整し、実施に向けて 取りまとめを行うもの
---	---

「地域代表」の役割


- ・ 自治協での議論を団体へ持ち帰り、活動へ活かす。
- ・ 市から各種事務事業の報告等を受け、地域へ周知する。

「実施主体」の役割

- ・ 自治協提案事業の企画、実施等に主体的に取り組む。
- ・ 広報紙の発行

8

区自治協議会の概要

花開く活力、
 広がる笑顔、
 政令市新潟
 

■ 役割

「審議会」の役割

- ・ 諮問／答申
- ・ 必須意見聴取
- ・ 意見具申（建議）

■ 諮問・必須意見聴取

区ビジョンまちづくり計画、区所管施設等の設置・廃止、特色ある区づくり予算（区役所企画事業）などについて、意見を述べる

《区自治協議会の諮問・必須意見聴取件数》

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
件数	58	36	35	50	19	19

■ 意見具申（建議）


区の地域課題のうち区自治協議会が必要と認めるものについて、意見を述べる

《区自治協議会の建議・要望等提出件数》

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
件数	4	27	15	7	5	4

9

区自治協議会の概要

花開く活力、
 広がる笑顔、
 政令市新潟
 

■ 役割

「協働の要」の役割

（区民等と市との協働の要） <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民等の主体的な参加 ・ 多様な意見の調整、取りまとめ ・ 区役所との連携 住民に基盤を置く機関として、関係者の意見調整を行うもの	（地域振興活動のコーディネート） <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と区民等が協働で実施する、コミュニティ育成や地域イベントなどのコーディネート 協働活動を調整し、実施に向けて取りまとめを行うもの
---	---

「地域代表」の役割


- ・ 自治協での議論を団体へ持ち帰り、活動へ活かす。
- ・ 市から各種事務事業の報告等を受け、地域へ周知する。

「実施主体」の役割

- ・ 自治協提案事業の企画、実施等に主体的に取り組む。
- ・ 広報紙の発行

10

これまでの成果




- ### ■ 課題解決に向けた事業実施等につながった


 - 区モデルによる助成制度の構築、社会実験としてJRの増便、住民バス等の試験運行、市道の除雪路線の拡大、宅配サービス一覧の配布により買物を支援、男女の出会い創出によりカップルの誕生
- ### ■ 地域課題の把握・共有ができた

 - 警察署の設置について要望書を提出、「区ビジョンまちづくり計画」策定により区の将来像を共有
- ### ■ 区民の意識改革につながった

 - 講演会などを通じて防災・環境・健康寿命延伸の意識が向上、自主防災組織の結成、防災メール・防災アプリ登録者の増加
- ### ■ 人材の発掘ができた


 - 区内からの事業公募により人材や資源を発掘





11

これまでの課題とあり方検討



- ### ■ 設置から10年が経過し見えてきた課題

 - (例) 地域や出身母体を代表した発言ができていないのではないか
 - (例) 自治協提案事業に多くの時間を費やしており、議論を深める場となっていないのではないか
 - (例) 若年層や子育て世代を含む幅広い層からの委員就任が必要ではないか
- ### ■ 区自治協議会のあり方検討委員会(平成29年度)

これまでの課題を踏まえ、今後の区自治協議会のあり方について検討するため設置

【今後の方向性】

これまで以上に、組織のあり方を区の実情に合ったものにする

 - ・ より区の実情に応じた運営を図れるよう、条例等を改正(平成30年9月)
 - ・ 各区自治協議会において、制度改正を踏まえた見直し等を実施
- ### ■ 新たな区自治協議会(第7期)がスタート(平成31年4月～)

12

参考資料

13

参考① 予算

■ 特色ある区づくり予算

- ・ 区独自の課題解決に向けた取組みや、区の伝統・風土を生かした取組みなど、特色ある区づくりに向けた事業に関する予算。
- ・ 下記のとおり、2つの枠組みで構成される。

	区役所企画事業	区自治協議会提案事業
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区独自の課題解決に向けた取組み ・ 区の伝統文化など区が持つ魅力や特性を活かした取組み など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治協が提案する、地域課題の解決に必要な新たな事業や既存の取組との連携を図る事業
自治協の関与	<p>【意見反映型】</p> <p>区役所が事業を企画立案するにあたり、自治協による地域意見を反映させる。</p>	<p>【提案型】</p> <p>自治協は、事業の企画段階、実施段階、評価段階、改善段階の各過程において、区役所関係課と密接に連携しながら主体的に取り組む。</p>
限度額 (H31)	2,800万円 ～ 3,300万円 / 区	
期間	原則3年以内 (ただし、事業評価を実施した上で延長可)	原則1年 (ただし、事業評価を実施した上で延長可)

14

